

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2028年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：育児休業制度の普及・利用促進活動（研修等での勉強会）を実施し、更なる取得を促す。

### <対策>

（2010年 6月 社内規程として制定）

（2022年 10月 社内周知資料として『育児のためのサポートブック』作成）

- 2023年 4月～ 社内研修時等で規程の再周知の実施  
社内報などによる社員への周知・啓発を行う

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を100%にする

### <対策>

- 2023年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直しなど）・実施

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間14日以上とする。

### <対策>

- 2023年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する ※毎月継続
- 2023年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2023年 9月～ 社内会議や研修等で取得状況の共有を継続的に行う